

ぎふワールド・ローズガーデン利用料金免除に関する取扱要綱

(総則)

第1条 この要綱は、岐阜県都市公園条例（昭和37年岐阜県条例第41号）及び岐阜県都市公園条例施行規則（昭和37年規則第135号）に基づき、ぎふワールド・ローズガーデンの利用料金の免除に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用料金の免除)

第2条 次の各号に該当する者がぎふワールド・ローズガーデンに入園しようとするときは、ぎふWRGマネジメントグループ（以下「管理グループ」という。）は、利用料金を全額免除することができる。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定に基づく身体障害者手帳を所持する者、及びその者が常時介護を要する場合は、その介護人又は付添人1名
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づく生活保護を受けている者
- (3) 療育手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳を所持する者、及びその者が常時介護を要する場合は、その介護人又は付添人1名（但し、可茂学園のリハビリ活動による入園は、来園前に手帳の提示をすることなく、窓口にて公園が定める書式に記入し確認）
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳を所持する者、及びその者が常時介護を要する場合は、その介護人又は付添人1名
- (5) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）の規定に基づく特定医療費（指定難病）受給者証を所持する者、及びその者が常時介護を要する場合は、その介護人又は付添人1名
- (6) 高校生以下すべての者
- (7) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づく盲学校、聾学校、養護学校又は特別支援学級並びに小学校、中学校、高等学校の引率者（保護者を除く）（団体申込書の入園料免除欄の記入にて確認）
- (8) 幼稚園・保育園で園の行事として入園する場合の引率者（保護者を除く）（団体申込書の入園料免除欄の記入にて確認）
- (9) 旅行業者の添乗員及びバスの乗務員
- (10) ぎふワールド・ローズガーデンのPRに関する報道関係者及び取材者
- (11) 入園予定団体の下見や打ち合わせに関わる者
- (12) 国及び地方公共団体の公園業務に関する職員
- (13) ぎふワールド・ローズガーデンの運営管理において、必要と認める外注業者または協力会社
- (14) イベント関係スタッフ（搬入、搬出、説明会等）
- (15) 入園料無料イベントデー（春・秋の無料感謝デー、キッチンカーグランプリ、可児シティマラソン等）の一般入場者または当該イベントスタッフ
- (16) 岐阜県立国際園芸アカデミーのカリキュラム履修上で入園が必要となる生徒及びその指導者（管理グループが定める入園料免除申請書（様式1）を提出すること）
- (17) その他管理グループが特に必要と認める者（管理グループが定める入園料免除申請書（様式1）を提出すること）

第3条 次の各号に該当する者がぎふワールド・ローズガーデンに入園しようとするとき、管

理グループは、利用料金を半額免除することができる。

- (1) イベントの出演者
- (2) お茶室利用者
- (3) その他管理グループが特に必要と認める者

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年10月9日から施行する。